

診断基準

肺内に先天性に気道以外の非可逆性病変があり、以下のいずれかに該当する場合、先天性嚢胞性肺疾患と診断する

- 1) 肉眼的な腔が単発あるいは多発性に見られる場合
- 2) 肉眼的に腔が見られない場合でも、病変組織に顕微鏡的な腔の形成や中枢から末梢までのいずれかのレベルで肺発生が停止した組織像が見られた場合

除外項目：

原発性肺腫瘍の組織内にみられる嚢胞性病変は含めない

後天性に肺感染による肺組織障害の結果形成された腔は含めない